

議案第1号

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年2月16日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に準じて手数料を定めるとともに、所要の改正を行うもの。

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

長与町手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表中

1	戸籍の謄本・抄本交付手数料	1通	450	
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件	350	
3	除かれた戸籍の謄本・抄本交付手数料	1通	750	
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件	450	
5	届出・申請の受理の証明書又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料 ただし、上質紙を用いる場合	1通 1通	350 1,400	
6	届書その他市町村長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件	350	

を

1	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通	450	
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件	350	
2の2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方	1件	400	

	法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通	750	
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1件	450	
4の2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1件	700	
5	届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通	350	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養

に

				子離縁 又は認 知の届 出の受 理につ いて、 法務省 令で定 める様 式によ る上質 紙を用 いる場 合は、 1,400 円
6	届書その他市町村長の受理した書類 又は届書等情報の内容を表示したも のの閲覧手数料	書類又は届 書等情報 の内容を表 示したも の1件	350	

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。